

本 本庁舎

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

体 県立県北体育館

公有財産を売却します

不要になった公有財産を売却します。

●参加申込期間 10月20日(金)午後1時～11月7日(火)午後2時

●入札期間 11月21日(火)午後1時～28日(火)午後1時まで

※詳細は市HP、またはKSI官公庁オークションHPをご覧ください。



市HP



KSI官公庁オークション

問総務課 本6階
TEL 0287(23)8795

10月16日～22日は行政相談週間です

総務省では、10月16日(月)～22日(日)までの一週間を「行政相談週間」と定めています。関連事業として、大田原市担当の行政相談委員が大田原市産業文化祭の会場で相談窓口を開設します。お気軽にご相談ください。

●日時 11月4日(土)・5日(日) 両日とも午前10時～午後3時

●場所 県北体育館 メインアリーナ

※毎月の行政相談開設日時については生活力リーダーをご覧ください。

問総務省栃木行政監視行政相談センター
TEL 028(634)4680

問情報政策課 本6階
TEL 0287(23)8700

水道管の洗管作業を実施します

消火栓などを使用した際の流速変化によるにごり水の発生をなくすために、水道管の清掃作業を実施します。作業中にはごり水が出る恐れがありますので水道の利用はお控えください。

●日時 11月13日(月)～17日(金)午後11時～午前5時予定

●場所 新富町全域、中央1丁目一部、元町1丁目、元町2丁目一部

問上下水道課 本5階
TEL 0287(23)8713

「動物の死体」を見つけたら

市道や公園、河川など、公共の場所で「動物の死体」を見つけた場合は、各管理者もしくは生活環境課にご連絡ください。

個人の庭や畑、地域で管理する用水路などに「動物の死体」があった場合は、それぞれの管理者が片づけることとなります。

個人での処理が困難な場合は、清掃事業者などにご相談ください(費用は各管理者の負担となります)。

なお、自身の管理地にある「動物の死体」をむやみに道路などに投棄すると、不法投棄とみなされる場合がありますので、ご注意ください。

問生活環境課 本2階
TEL 0287(23)8706

毎年10月は全国不正軽油撲滅強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、軽油の代替燃料として灯油や重油を混和するなどして使用するものです。知事の承認を受けずに自動車の燃料として灯油や重油を使用するなど、不正軽油に関わる者は、すべて罰則の対象になります。

不正軽油に関する情報は、栃木県税務所または「不正軽油110番情報提供フォーム」にお寄せください。



問栃木県税務所軽油引取税調査担当
TEL 0282(23)3862

相続・遺言なんでも休日相談会&講演会

●日時 10月29日(日)午前10時～午後3時

●場所 とちぎ福祉プラザ(宇都宮市若草1-10-6)

●内容 相続登記義務化に伴う法務局、公証人、司法書士、土地家屋調査士による相続、遺言および土地の境界についての無料相談と講演会

●費用 無料

●申込方法 左記へ電話で申し込み

※詳細は宇都宮地方法務局HPをご覧ください。

問申宇都宮地方法務局総務課
TEL 028(623)0911

図柄入り那須ナンバーリーの交付開始日決定

●交付開始日 10月23日(日)
※詳細は市HPをご覧ください。



問図柄入り那須ナンバー導入実行委員会(那須地区広域行政事務組合管理課)
TEL 0287(65)3611

大田原市でリフォームをするならLIXILリフォームショップ七浦建設におまかせください

※予算到達次第終了となります

毎週土日開催中 リフォーム相談会開催

先進的窓リノベ事業補助金で

今なら窓断熱リフォームが最大200万円お得!

住まいのことなら LIXILリフォームショップ 七浦建設

お問い合わせは

Web予約フォーム Web 0287-47-4701



ホームページ



〒324-0021 大田原市若草1-1330 営業時間 9:00～17:30 休業日 水曜・祝日

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。

**10月は正しい犬の飼い方強
調月間です**

飼い主は、犬を飼う上で次の項目を守っていただく必要があります。

- ① 飼っている犬を市に登録し、鑑札を首輪に付ける
- ② 毎年「狂犬病予防注射」を受けて、注射済票を首輪に付ける
- ③ 放し飼いをせず、リードでつなぐか柵内(屋内)で飼う
- ④ 散歩の際は、必ずリードを付け、フンは必ず持ち帰る(公園などでも)
- ⑤ 無駄吠えなどで他人に迷惑をかけるような「しつけ」をする
- ⑥ 全てのことに責任をもって犬を飼う

犬を飼うということには、犬の命を預かる責任と共に社会に対する責任があります。マナーを守り、責任のある飼い方をしましょう。

また、飼い犬をむやみに傷つけたり、衰弱させたりするなどの虐待や、飼いきれなくなったという理由で犬を遺棄することは法律に違反します。犬も人と同じ命ある動物で大切な家族です。無責任な飼い方はやめましょう。

その他、飼い犬がみだりに繁殖し、適正な飼育が困難となら

ないよう、あらかじめ避妊および去勢手術をすることをおすすめします。市では(犬猫)の避妊手術費および去勢手術費の補助制度がありますので、お問い合わせください。

飼い主の責務を果たせない場合には「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する法律」「栃木県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、厳しい罰則が設けられています。これらのことを理解し、正しい飼い方を心がけましょう。

※犬の新規登録および転入・死亡・譲渡などがある場合には、生活環境課または各支所にて手続きをしてください。

【犬の各種手続き・避妊および去勢手術費補助金に関すること】

問 生活環境課 本2階

TEL 0287(23)8832

【犬の飼い方に関すること】

問 栃木県動物愛護指導センター

TEL 028(684)5458



自動車事故被害者への支援制度について

国土交通省所管の独立行政法人自動車事故対策機構(略称NASVA)では、自動車事故被害者に対して、様々な被害者支援制度を行っています。

1 重度後遺障害者介護料支給制度

自動車に関係する事故により、脳、脊髄、胸腹部臓器を損傷し、重度後遺障害の程度および介護にかかった経費に応じて次の額が支給されます。

●対象者・支援内容

- ・最重度の方…月額 85,310 円～ 211,530 円
- ・常時要介護の方…月額 72,990 円～ 166,950 円
- ・随時要介護の方…月額 36,500 円～ 83,480 円

2 交通遺児等生活資金貸付制度

保護者が自動車に関係する事故で死亡または後遺障害を残すこととなった中学校卒業までの子どもに対し、無利子で生活資金を貸し付けます。

- ・貸付一時金…155,000 円
- ・月額…10,000 円または 20,000 円
- ・入学支度金…44,000 円

問 独立行政法人自動車事故対策機構栃木支所

TEL 028(651)2701



●返還方法 中学校卒業後 20 年以内の均等払い。高校・大学などへ進学した場合は在学期間中返還猶予。
※その他、(公財)交通遺児等育成基金より越年資金などの支給金も受けられます。

3 療養施設の設置・運営

自動車に関係する交通事故により、脳を損傷し、重度の後遺障害(遷延性意識障害)を負われた方で、所定の入院要件に該当する方を対象とする入院施設(NASVA 療養センター)の設置と運営を行っています。また、同センターに準じた委託病床も設置しています。

①長期入院(一般入院)

最大概ね3年の入院期間中、一人一人に合わせた治療やリハビリなどを行い、退院後の生活に向けたサポートを行います。

②短期入院

NASVA 療養センターおよび委託病床の退院者を含め、在宅介護を支援するため、短期入院も受け入れています。

遺言・相続手続き、終活に係ること、許認可申請、土地利用、内容証明、法人設立など

行政書士による無料相談会



暮らしと役所の手続きについてお答えします。



大田原市
10月22日(日) 10:00~15:00
場所 大田原市西地区公民館 会議室1
(大田原市浅香3-3578-74)

要予約
締め切り
10/18日迄

予約申込先
栃木県行政書士会那須支部 大塚
otsuka.gyousyo@gmail.com
TEL 0287-46-5031
(予約受付時間 平日10時から17時まで)

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。